

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月10日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第10号

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則（平成19年岩手県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する

	改正前	改正後
1	(店舗等) 第2条 [略] 2・3 [略] 4 条例第13条第1項の公安委員会規則で定める金融機関は、銀行、信用金庫、 <u>信用組合</u> 、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、 <u>商工組合中央金庫</u> 、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者とする。	(店舗等) 第2条 [略] 2・3 [略] 4 条例第13条第1項の公安委員会規則で定める金融機関は、銀行、信用金庫、 <u>信用協同組合</u> 、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、 <u>株式会社商工組合中央金庫</u> 、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者とする。
2	(店舗等) 第2条 [略] 2 条例第13条第1項の公安委員会規則で定める遊技場は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） <u>第2条第1項第7号</u> 及び <u>第8号</u> に規定する営業を行う施設とする。 3・4 [略]	(店舗等) 第2条 [略] 2 条例第13条第1項の公安委員会規則で定める遊技場は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） <u>第2条第1項第4号</u> 及び <u>第5号</u> に規定する営業を行う施設とする。 3・4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。